

明治中期の淡路紡績関係史料 (二)

—伊藤重義文書に見る地方紡績業—

酒 井 一

前号 (『新兵庫島の歴史』第一号、二〇〇九年) に続き淡路紡績関係史料を紹介する。

【史料紹介】

○ 史料は、墨書分については適宜読点を施し、判読の困難なものは□で示した。また、原則として常用漢字を使用した。配列は、年代順にし、年不詳分についても可能な限り推定して並べた。

6 明治二十七年七月四日付 賀集寅次郎書簡

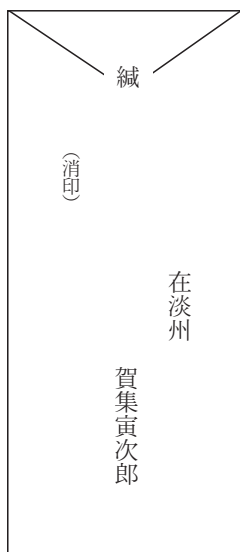
堺市少林寺町西三丁

伊藤重義様
親展

(消印)

式銭
切手

(消印)「淡路・福良・廿七年七月四日〇便」



拝啓、此間ハ得拜晤屢失敬仕候、扨其節御話中佐の誠三秘密事件之事、何カ心当リ之事無之哉、夫レトナク鈴翁へ相尋候処、右ハ全ク人違ヒナリ、過日奥野小四郎上坂中、岩田康郎〔洲本町長〕へ向ケ、敷地ハ十中七八洲本ニ決定致候間、其準備可致云々文通有之、岩田ハ鈴翁へ相談ニ参候よし、此事自然ニ地主ニ漏泄致候ものよし、俄然地所建物等騰貴致シ、終ニ今日之如ク中々手剛キ次

第二立至候様申出候、小生ニ於テモ已前全其疑ヒナキ
 ニアラサレトモ、徒ニ人ヲ狐疑スルハ甚不本意之至ニ付、
 今日迄ハ口外不致候事ナリ、左候得ハ、誠ニハ甚迷惑之
 至ナリ、藤氏之誠ニ疑フ全ク此事ヲ誤聞シタルカ、将
 意アリテナシタルカ、判然不致候得共、信シテ人ヲ使フ
 ハヨケレトモ、無左候得ハ寧使用セサル方ヨロシキヤト
 存候、如何、此辺ハ御参考之上時宜ニハ広柴両氏へ御話
 シ可被下候、前頭之次第なれハ、仮令洲本之地ヲ使用ス
 ルモ、会社員之着眼ハ山崎并ニ加古町ニ無之テハ、到底
 折合六ヶ敷候間、是通御承知置可被下候、右不取敢申上
 置度、書状斯相届候

七月三日

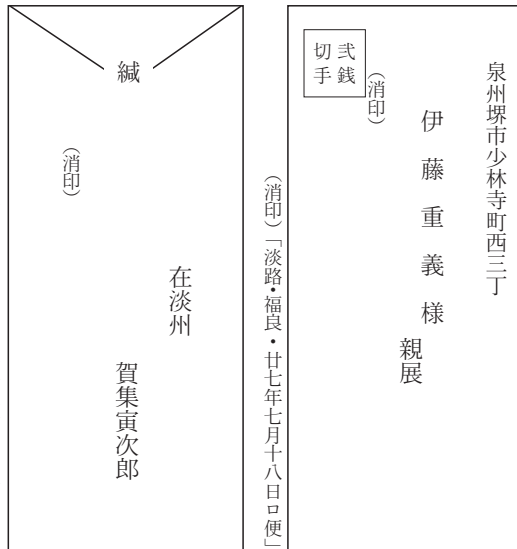
伊藤様

草々、寅次郎



○ 淡路紡績の設置が、ほぼ洲本に決まり、その風評で土地・
 建物が騰貴しはじめ、土地買収に困難が予想されることを
 案じている。鈴翁は鈴木三郎のこと。奥野小四郎は前号参
 照。岩田康郎は、洲本町長・兵庫県会議員を務め、洲本川
 付替・洲本港改修に尽力した。藤氏は藤江章夫、広柴両氏
 は広岡信五郎と柴田喜蔵のこと。

7 明治二十七年七月十八日付 賀集寅次郎書簡



炎感難堪候処、愈御清適ニ御座被成候哉奉敬賀候、陳ハ
 過日也得拜晤、其後小生ハ 神戸ニ出テ広瀬氏ヲ一訪シ
 帰途船中ニ而、志筑之人森田福二郎ナル者ニ出会、一怪
 聞ヲ耳ニシタリ、右ハ紡績器械売込之一事ナリ、彼ノル

カスナル者大坂ニ売込店アリ、則安達商店ナリ、同人ヲ当社ニ紹介シタルモノハ、佐の誠三ナリ、其後尚又荒島ノ紹介ニシテ神戸和英商会主久代ナル者（矢張りルカス器械）、森田福二郎同道ニテ売込申出候事有之、右ハ夫々ニ承知ナラントハ存候得共、為念認上候事ナリ、然所過日ニ至突然ルカス商会ヲカノ久代ナル者商館へ入込拒絶致候様、右ニ付久代森田大不服ニ而、巖敷商館へ及談判候処、右ハ全ク大坂安達商店ヲ藤江章夫之指図トカニテ為シナル事発覚致候ニ付、其証拠物ヲ押へ、森田ハ過激ナル書面ヲ鈴木佐の奥の 小生 四名へ充、鈴翁まで差出有之よしなれとも、鈴翁ハ此際発起人中ノ円滑ヲ欠キ候而ハ、自然株主ニ悪感情ヲ与へん事ヲ慮リテカ、今以小生等へハ見せ不申、握潰ニ致候積リナラン、然所森田ハ株主ノ一人ナリ、殊ニ志筑ニテ四百株ヲ取約メタルハ全ク同人ノ尽力ト云位ナレハ、同地方ニ而ハ随分人望も有之、所謂任侠ト云男なれば、惣会之節不穩之事申出無之哉、否已ニ其準備も有之様、甚痛心之至ニ付、鈴木へハ如何之事申出有之哉、即今問合中ナリ、彼ノ疑ハ、久代ヲ別退安達ト藤江ト何カ申談候トノ事ニ可有之と想像致候、此事件ハ汚言ヲ聞テ如何トモ難致候得共、此中上

坂中、鈴・佐・本山ヲ訪、談話中ノ事ヲ伝承スレハ、本山ト柴田等ノ中ヲ離間シタル事ナキヤト存候、而シテ広瀬ニハ余程巧ニ取入タルモノト見へ、同人ハ稍浸潤致候様相見受候ニ付、仮令此間御申談之通、藤氏ヲ使用スルモ広瀬氏ニ於テ同人之為人ヲ充分ニ承知相成候様無之テハ、終ニ大ナル衝突ヲ不免、其弊会社ニ及候テハ御互ニ株主ニ対シ不相濟事ニ付、此書面ハ御手元限りニテ、其□□ニテ柴田へ御相談可被成候、段々申上度義有之候得共、難尽筆紙、其内得拝眉可申承候、草々

寅次郎拝

七月十八日

伊藤様

尚以朝鮮事件、菟角在再困難我々ノ会社ニ及フトハ、甚以遺憾之至ニ御座候

○ 創業準備を進めるなかで、紡績機械取扱いのルカス商会をめぐって混乱を生じようとした様子を伝えている。本山彦一と柴田喜蔵との離間も案じられ、広瀬満正の対処を求めている。あたかも朝鮮問題で日清の対立が進み、日清戦争直前の事態を案じている。

8 明治二十七年七月二十九日付 賀集寅次郎書簡

堺市少林寺町西三丁
 伊藤重義様
 親展

(消印)

式錢
 切手

(消印)「淡路・福良・廿七年七月二十九日ロ便」

緘

(消印)

在淡州
 賀集寅次郎

(消印)「和泉・堺・廿七年七月三十日ニ便」

二書拝読、大暑之節愈御清適ニ可被成御座奉敬賀候、陳
 ハ□□之重役一条ハ鈴、佐と神戸ニ而分袖後、未夕面晤
 不致ニ付未夕果サス候得共、一兩日之内ニ出会候ニ付、
 其節相談可致心得御座候、過日申上候森田一条も鈴木へ

問合置候処、返事参候得共、何とも漠然タルモノナリ、
 然レトモ森田之勢ハ不可当様相見居候、是も其内ニ取調
 申度心得ニ御座候、来月六日愈切迫ニ相成候、何月頃
 御来洲相成候哉、当国之株主余リ異同無之様なれとも、
 在坂神之人々ハ多少尻込致候様ニ御座候、御受持之分杯
 ハ如何、実ニ意外之障害物ニ出会、甚以遺憾之至ニ御座
 候、而シテ紊乱ト云モ甚しき事ニ而、□時未□有之事と
 存候、朝鮮も愈事端ヲ発シ候様なれとも、電報不通の為
 メ何とも不相分、豚尾兎先生如何ニ優柔不断なれはとて
 自分東藩とも云ふへきを、他邦ヲ改革セラレ、軍準ノミ
 ニテ牙山兵一勢も不出トハ、実ニ可咲之甚しきにあらず
 や、其内得拝眉可申承候、草々

寅次郎拝

七月廿九日

伊藤様

○ 志筑の有力者森田福二郎の一件が続いている。株主の募
 集は淡路では順調だが、伊藤重義担当の阪神地区が難航し
 ている。朝鮮ではいよいよ戦火が陸海で広がり、七月三十
 日には日本軍が牙山を占領し、八月一日清国に宣戦布告。
 この書簡は難筆。

9 明治二十八年六月 淡路紡績株式会社定款

定款改正案仮決議録

淡路紡績株式会社定款

第壹章 総則

第一条 当会社ハ淡路紡績株式会社ト称ス

第二条 当会社ハ綿糸ノ製造及販売ヲ以テ目的トシ織布

工場ヲ設ケ兼業スル事アルベシ

第三条 当会社ハ兵庫県淡路国津名郡洲本町ニ設置ス

但營業之都合ニヨリ取締役会ノ決議ヲ以テ支店又

ハ出張所ヲ設置シ或ハ廃止スル事ヲ得

第四条 当会社ノ資本ハ金四拾万円トス

第五条 当会社ノ營業期限ハ明治廿八年六月廿二日ヨリ

三十ヶ年トス

第六条 当会社ノ公告ハ本支店及出張所々所在地ニ於テ発

行スル新聞ニ之ヲ掲載ス

第七条 当会社ノ印章ハ左ノ如シ

方一寸二分

淡路紡績株式
会社印

第三章 株式

第八条 当会社ノ株式ハ八千株トシ壹株ノ金額五拾円トス

第九条 当会社ノ株券ハ記名式トシ一株券五株券拾株券ノ三種トス

但無記名式ハ發行セズ

第拾条 株式讓渡ハ双方株券裏面ニ記名調印シ且会社所

定ノ書式ニ依リ連署ノ請求書ヲ差出スベシ会社ハ相

当手続ノ上取締役記名調印シ株主名簿ニ登録シ以テ

之ヲ証ス

第十一条 相続又ハ遺贈等ニ因リ株式ヲ取得シタル者ハ

株券裏面ニ記名調印シ且其取得ノ原因ヲ証明シ親族

若クハ保証人ト連署シタル書面ヲ以テ名義書換ヲ請

求スベシ

第十二条 前二条ノ場合ニ於テ其請求者ニ対シ能力及代

理權ノ証明ヲ求ムル事ヲ得

第十三条 株券ヲ毀損汚穢シタルモノハ其株券ニ請求書

ヲ添ヘ新株券ノ交付ヲ請求スル事ヲ得

但毀損汚穢ノ為メ鑑識シ難キモノハ次条ニ依ル

第十四条 株券ヲ亡失シタルモノハ其事由ヲ詳記シタル

請求書及証人二名以上ノ保証書ヲ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スル事ヲ得此場合ニ於テ会社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨新聞紙ニ公告シ三十日ヲ経テ故障ノ申出ナキトキハ其請求ニ応ス

第十五条 第十条第十一條ノ場合ニ於テハ金五錢第十三條第十四條ノ場合ニ於テハ金貳拾錢ヲ株券壹枚毎ニ手数料トシテ其請求者ヨリ徴収ス

第十六条 株式名義書替ハ毎年一月一日及七月一日ヨリ定時總會結了迄之ヲ停止ス

会社ハ予メ公告ヲ為シ臨時總會ノ期日三日前ヨリ其結了迄株式名義書替ヲ停止スル事ヲ得

第十七条 株主ハ住所及印鑑ヲ会社ニ届出ル事ヲ要ス其變更シタルトキ亦同シ

第十八条 株金払込ハ取締役会ニ於テ其金額及期日ヲ定メ二週間前ニ各株主ニ催告ス

第十九条 会社ハ前條ノ払込ヲ為サザル株主ニ對シテ滞納ノ為メ生シタル費用及払込金壹百円ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ利息ヲ徴収スルノ外商法ノ規定ニ依リ其株式ヲ処分スル事ヲ得

第參章 株主總會

第貳拾條 定時總會ハ毎年一月及七月ニ之ヲ召集ス

第廿一條 總會ノ議長ハ社長又ハ取締役之ニ任ス但事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第廿二條 株主ノ議決權ハ壹株壹個トス

第廿三條 株主ノ總會ニ出席スベキ代理人ハ當会社株主以外ノ者ヲ以テ之レニ任スル事ヲ得ス

第廿四條 未成年者及禁治產者タル株主ハ其法定代理人ヲ以テスルニアラザレバ議決權ヲ行フ事ヲ得ス

第廿五條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ニ記載シ議長及出席ノ取締役監查役署名捺印シ保存スベシ

第四章 取締役及監查役

第廿六條 取締役監查役ハ株主總會ニ於テ五拾株以上所有ノ株主中ヨリ取締役七名以下監查役三名以下ヲ選

挙ス

第廿七條 取締役ノ任期ハ三ヶ年トシ監查役ノ任期ハ一ヶ年トス但任期滿了後再選スル事ヲ妨ケス

第廿八條 取締役ハ就任ノ日ニ於テ其所有ノ株券五拾株ヲ監查役ニ供託スル事ヲ要ス本人若シ退職スト雖トモ其年度ノ計算報告ヲ總會ニ於テ承諾ヲ得タル後ニアラザレハ還付ヲ求ムル事ヲ得ス

第廿九条 取締役監査役ニ欠員ヲ生シタルトキハ臨時總會ニ於テ補欠選舉ヲ為ス其補欠員ハ前任者ノ任期ヲ

繼クモノトス然レトモ現任取締役三名ヲ下ラス監査役宅名以上ニシテ業務ニ差支ナキトキハ次ノ總會或

ハ改選期迄選舉ヲ猶予スル事ヲ得

第三十条 取締役ハ互選ヲ以テ社長宅名ヲ選舉ス

第三十一条 社長及取締役監査役ノ報酬ハ左ノ範圍内ニ於テ監査役ノ意見ヲ聽キ取締役會之ヲ定ム

一 社長 一ヶ年報酬 金壹千円以内

一 取締役 同上 金參百円以内

一 監査役 同上 金貳百円以内

第五章 計算

第三十二条 計算ハ壹ヶ年ヲ二期ニ分チ一月一日ヨリ六月三十日迄ヲ上半期トシ七月一日ヨリ十二月三十一日迄ヲ下半期トス

第三十三条 毎期計算ノ終リニ於テ総益金ノ内ヨリ營業上総損失金ヲ扣除シ其残額ノ十分ノ一ヲ役員賞与金トシ且機械代原価千分ノ十五ヲ償却シ其残額ヲ利益

金トス

第三十四条 利益金ハ左ノ如ク配當ス

一 利益金ノ百分ノ五以上 準備積立金

二 利益金ノ百分ノ五以上 損失補填積立金

三 以上積立金ヲ扣除シタル残額ヲ株主ニ配當ス

但其内幾分ヲ次期へ繰越スル事ヲ得

第三十五条 配當金ハ其計算期最終ノ株主へ配當スルモノトス

ノトス

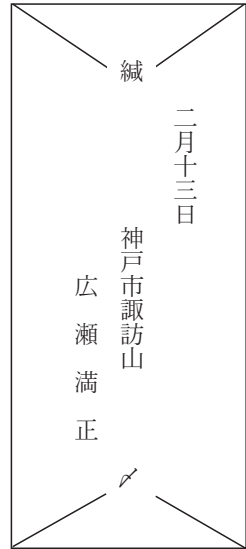
(活版印刷)

○ 創立總會で、原案の定款が改正され、正式に決定されたもので、ここから本格的な企業活動が開始された。

10 明治二十九年二月十三日付 広瀬満正書簡

大阪府下堺市小林寺町西三丁目 ⁽²⁾	伊藤重義殿 ⁽²⁾	急親展
	(消印1)	(消印2)
	式錢	
	切手	

(消印1)「撰津・神戸・廿九年二月十三日郵便」
(消印2)「和泉・堺・廿九年二月十四日イ便」



拜啓、其後者御無音ニ打過申候、過日洲本ニ於て御相談
仕候淡路会社増資之義ニ付、至急大坂重役諸氏之御意見
拝承仕度候間、御繰合せ被下御出坂之上、一回会合仕諸
事御相談相願度候間、万々御配慮期日御取定被下候得者、
繰合せ上坂可仕候、尤モ兩三日前ニ御一報呉々奉煩候、
其他至急外用ニて御面接相願度、御出坂ノ日時御一報被
下候得バ、大坂北浜ニて御面会可仕候間、是又御都合可
被下候、先者右用迄、草々頓首

二月十三日

廣瀬満正

伊藤様

侍史

○ 社長の廣瀬満正は、淡路紡績の増資について、大阪在住
の重役の意見を聴取するため、事前に北浜での面会を求
めた。

11 年不詳 差出人不詳書簡

拜啓、寒冷之候各位愈清穆奉扨賀候、陳者小生事昨歳十
月取締役辞任届出候処、未タ会社ヨリ承諾之御回答ヲ得
ズ候得共、此際是非共辞任仕リ、普通之株主トナリ、従
前之通り会社事務之為メ乍不及尽力仕度候ニ付、来ル十
九日開会之通常株主總會ニ出席之上、重役及各株主ニ親
敷御協議ヲ煩し度存居候処、多用之為メ不得其意、乍遣
憾以御書面愚考左ニ□^具陳仕候間、御一考被成下度希望仕
候

一 会社取締役（従来七名）ヲ五名ニ減員シ、専務取締

役ヲシテ一意専心社務ニ従事セシムル事

一 大阪支店ノ事務ヲ縮少シ、本社ニ於テ其指揮之責ニ

任セシムル事

一 監査役一名補欠選挙之義ハ、次期之總會迄欠員ノ俣

撰挙延期致度事

右

淡路紡績株式会社

株主御中

（普通野紙）

○ 作成者は取締役の一人だが、不詳。広瀬満正とは筆跡が異なる。「来ル十九日開会之通常株主総会」云々とあるのは、明治三十年一月のことで、同月二十日に広瀬の専務取締役社長辞任、代わって伊藤重義の就任ということになる。この月の書簡であろうか。あるいは明治三十二年の可能性もある。この筆者は総会事前に、取締役の人員削減、専務取締役の権限強化、大阪支店の事務縮小、本社機能の強化など、積極的な提言を行っている。

12 年不詳 淡路紡績男子従業員一覧

設立免許 廿八年六月二十二日

創立以前ヨリ事務員トナリ廿七年七月社員トナル

奥野義朗
江本俊次
藤原林平
前田龍介
洪川栄三郎
浅井康夫

廿八年十月廿四日赴任翌日社員トナル
廿八年八月社員トナル
廿八年十一月十三日赴任社員トナル
廿八年六月頃ヨリ神戸滞在十月六日赴任社員トナル
創立前ヨリ備書記トナリ廿八年十月一日社員トナル

廿九年二月十三日社員トナル 金子登

廿九年一月三十一日社員トナル 柏原寿祺

廿九年十二月十三日臨時備トナリ廿三日社員トナル

廿九年一月七日社員トナル 片山嘉一郎
永田武人

旅費規則 廿七年八月重役会議決ニヨリ始メテ実行

工務支配人兼工務課長、技師 一等社員 金子登
二等社員 柏原寿祺

支配人心得兼会計課長 三等社員 藤原林平

技手兼工場取締、職工係 三等社員 奥野義朗

工務課用度係 兼商務課売買係 三等社員 江本俊次

会計課出納係庶務記録係 兼商務課売買係 四等社員 永田武人

会計課簿記計算係 商務課倉庫係 五等社員 洪川栄三郎

商務課倉庫係 七等社員 浅井康夫

会計課庶務記録係 七等社員 片山嘉一郎

会計課庶務記録係 兼工務課職工係

兼工務課職工係

兼工務課職工係

工務課職工係

七等社員
小林定一

工務課用度係
工務課詰

同

工場取締

同

門衛

同

寄宿舎取締

同

門衛

同

夜同

小使

同

小使

未夕辞令下付セス

同

同

同

同

○ 明治二十九年末か三十年早々に作成された男子従業員の履歴・名簿。江本俊次は伊藤重義の妹せのの夫で、淡路の人。

(淡路紡績株式会社紙、仮綴)

(、工場監督)
(、寄宿舎々監)
(、用度倉
庫兼務)

社員等	五十円	商務支配人	村上敬吉
全二等	四十円	工務課長兼技師	石田幸三△
全三等	式十五円 手当十円	商務課長兼売買係 工務課用度係 大坂出張所詰	奥野義朗
全	式十五円	會計課長兼出納係 商務課倉庫係	江本俊次
全	式十円	簿記計算係	原田亀△
全四等	十五円	工務課勤務	西村平馬△
全	十壹円	庶務記録係	渋川栄三郎
全	十円	職工係	小林定一△
准社員	式十円	商務課勤務 技手	田中周作
全	全	全	川村忠太郎
全	全	全	名田源之助△
全	十九円	全	樺沢久次
全	十六円	全	奥西金之助
全	十五円	大阪出張所詰	石上廉太郎
全	九円	工務課勤務	高谷義教
全	全	商務課勤務	竹内藤一郎
全	全	商務課勤務	榎本守一

、全	雇	八円	全	福田豊次郎
(職工係)	全	全	工務課勤務	都谷基三郎
(全)	全	全		山地鼎
(全)	全	全		樋口俊雄
(會計課 出納兼務)	全	七円		池澤薫明
(寄宿舎々監)	全	全		梯増吉
(全)	全	全		奥野保之弥
	全	六円五十銭	門衛	本庄熊太郎
	全	六円		岡田利八
	全	全		小栗春吉
(寄宿舎女監)	臨時雇	日給金 十五銭		奥井ユキ
計	四百拾円也			式十八名

以上

○注 最上段()部分は朱書。

三等技男	十七円	鉄工部主任	小西孫六
四等全	十四円五十銭	粗紡部長	小野新三郎
五等全	十参円	混棉部長	長沢平助
全	十式円	精紡部長	井上寛平
全	全	打棉部 梳棉部 部長	田中音二郎
六等全	十壹円	総部々長	林誠

全	十円	精紡部長	水川繁太郎
一等技男補	九円五十銭	梳棉部副部長	小林喜市
全	全	全	立花利一
全	全	粗紡部副部長	矢上竹松
全	九円	鉄工部勤務	広瀬清次
全	全	打棉部副部長	砂田俊平
全	全	総部副部長	阪東悦五郎
全	全	粗紡部副部長	増田作造
全	全	打棉部副部長	七條竜三郎
全	全	ロール部勤務	伊藤保
全	全	総部副部長	中松万二郎
二等技男補	八円五十銭	総部副部長	大崎幸右エ門
三等全	七円五十銭	ゲールン	栗生金吾
全	全	全	立木玉一
計	式百〇四円五十銭也		式十名

○ 明治三十年初めと推定。延べ四十八名の職種・等級・賃金が判明する。史料12と対。これ以前と同種記録があるが、当面割愛する。

(淡路紡績株式会社野紙、仮綴)

14 明治三十年一月二十日 淡路紡績本社決議

三十年一月廿日 本社決議

一 広瀬満正氏ノ専務取締役社長ニ辞任ヲ承諾スル事

一 伊藤重義氏ヲ推テ専務取締役社長トナス事

一 常務取締役一人ヲ二人トナシ、奥野小四郎氏ヲ推ス事

一 常務取締役ヲ以テ商工支配人ヲ兼務セシムル事

但 其課ハ左ノ如シ

工務 奥野小四郎

商務 賀集寅^(マツ)二郎

〔大坂控訴院〕罫紙

○ 明治三十年一月二十日の会議で、初代の社長広瀬満正が辞任し、かわって伊藤重義が二代社長に就任。その他常務人事を記録。

15 年不詳三月四日付 浅井康夫書簡

拝啓、御発足前御下命相成候工場規則其他謄写之義、出来候俟差上候間、御落掌被下度候、右ハ重役会前ニ於テ御加筆ノ義も可有之と存じ、差急き写取候事にて自然難読

処も可有之候へハ、御高恕被下度候、何レ御決定済ノ上ハ正シク相認可申上候、先ハ至急如此候、已上

三月四日

浅井康夫^(印)

伊藤社長殿

〔淡路紡績株式会社〕罫紙

○ 年不詳ながら、明治三十年三月付と思われる。伊藤社長^(マツ)の指示で、工場規則その他の謄写が出来て、重役会の前に加筆も考えられるので、急遽送付する。浅井康夫は、創立前から備書記となり、二十八年十月一日社員となっている。七等社員、会計課庶務記録係、明治丁酉年（明治三十年）に鷗雨の名で描いた山水画がある。

16 明治三十年九月十五日付 奥野小四郎書簡

大坂^(マツ)府下堺市少林寺町西三丁

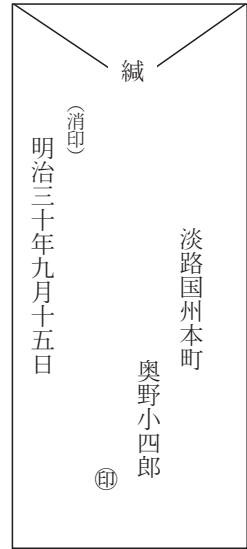
伊藤 重義 様

貴酬親展

(消印)

式錢
切手

(消印)「淡路・洲本・三十年九月十五日ニ便」



(消印)「和泉・堺・三十年九月十七日イ便」④「小四郎」

雲箋拝誦、此中御来社之節ハ欠礼ノミ、且御帰リ之時モ御見送り不仕、多罪御宥恕祈上候、御返戻相成候書面ハ正ニ落掌、尤充分御高見ヲ伺候上ニ而提出スベキ事ト奉存候ニ付、其俣封中致し、未夕賀集君ヘモ御訪見ニ入不申候、何レ重役会日ニ携帯仕リ可申、提出ノ手続其際御教示祈上候

次ニ御申聞相成候工場技手部長之義、技手ハ此中赴任致し来リ勤務罷在候、部長ハ式名已ニ相定リ居申旨、最早一兩日ノ内来社スベキ手順ニ有之趣ナリ、是ニ而工場技術係リハ相揃可申候、又職工募集ノ事モ、当国内ノ方ハ募集方派出いたし置候、坂神其他ニ而熟練職工ヲ募集スル事ハ、余程困難ニ付、直接ハ募集員派遣ハ不仕、間接募集ハ可成配慮方相談いたし置候

藤原ハ一応懇談仕度ト存居申内、俄然保養ノ為メトテ何地ヘカ参リ候由御座候、尤疲勞ノ為脳病相起リ候旨ニ而不参致し度事ハ、承諾いたし置タルモ、他出セラレタルニハ甚困入申候、尚帰社ノ上ハ充分説諭相画し度、併し或人ヨリ聞処ニヨレバ、辞職ノ決心アリト云、今更致し方ナキ次第御座候、誠ニ此頃ハ雨天続ニ而建築及機械据付意ノ如ク進ミ不申、甚困却、詳細ハ重役会之節御面晤ニ相譲リ候、先ハ御届旁得貴意度、如此御座候、拝具

奥野小四郎

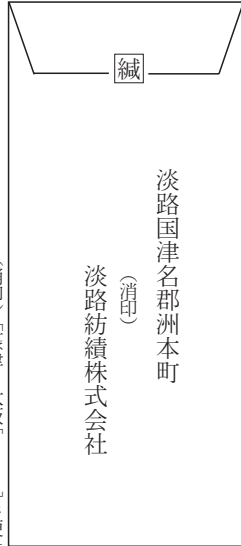
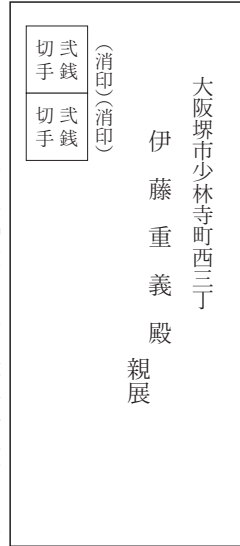
九月十五日

伊藤重義様

○ 伊藤社長の新体制のもとで、工場技手・部長など技術担当者を整えつつあるが、熟練した職工募集に困難を来たし、雨天続きで建築、機械据付けが予定どおり進んでいないことを報告。重役会の準備に供したものの、『第三回(明治三十年下半年期)営業報告』によると、七月一日に総場(二九七坪余)と寄宿舎(六九坪余)、その他食堂等の建築の請負契約を結び、八月九日に、以前五月中に関西紡績株式会社より分割購入した紡機が、三井物産合名会社から初めて到着、九月十五日購入紡器が悉皆着荷、九月二十二日に、かねて

建築中の総場・寄宿舎等の工事が竣工している。

17 明治三十年九月十六日付 永田武人書簡



奉謹啓候、秋冷の候に御座候処、愈々御機嫌克く御消光被遊奉謹賀候、本月上半月成蹟者、別紙御閲覧被成下度願上候、御申越の長沢平助来社ハ八月十七日にて、先般

来社の人ハ樺沢久次、河村の一方を相勤め候準社員由に御座候、又他の連中ハ一兩日中来社の苦に相成居候由に御座候、職工募集も先日、多都、谷雇員出張致居候へども、思ハ敷結果無之模様ニ御座候、到底今日のまゝにてハ御増錘の機能を本年中ハ奏し兼候かと、杞憂致居候、重役方の御深慮も被為在候間、不肖等が杞憂ハ誠に無用の事に御座候得共、懸念ニ堪えず候事に御座候、誠に下半季の結果ハ困難心痛の至に存居候、然ルニ多分御承知に可被為在候得共、先日大阪紡績会社より当社職工誘拐に來淡致候得共、石田君初め小林等注意尽力にて一夜打撃致候末、帰阪為致候、尤も右結果トシテ関係者一同警察に尋問相受候得共、無事帰宅致候、然ルニ此誘拐事件ハ余程根底深き模様ニテ、今日迄其残類取調ニ付、石田君初め小林等ハ余程心配致候処、一応ハ落着相就候由に御座候、今般の事件ニ付テハ小林も大分心配致候由、多少臨時の御賞与有之候ハバ無此上存上候、尤も石田課長ヨリ御上申相成候哉難計候得共、心付候器具陳致置候、又今般大阪紡績ニテ画策致候ものハ、必ず当社社員中の一人、其長トシテ堀等輔佐致居候様被信候、誠に不徳義相極候所為にて、人心の浅間敷を概歎致居候、乍併末々推測に

不外候間、姓名ハ御報告不致候得共、大略御推察願上候、
對外予防ハ未だ困難ニ無之候得共、職工募集及増鍾に對
スル御準備ハ、一刻も速ニ実績相見え申候様、着々重役
ノ御採決速かにして、当務員を御督励被為在候様、返す
くも奉懇願上候、先ハ要々御報告迄、草々如此御座
候也、謹言再拜

九月十六日

永田武人

重義様

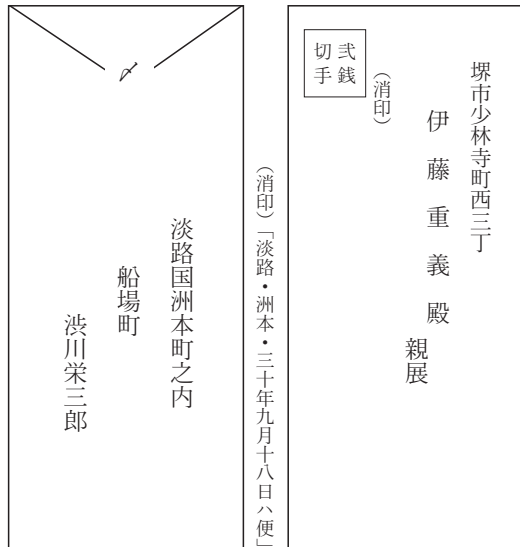
虎皮下

○ 増鍾計画に取り組むなか、職工の確保に困難を示してい
たところ、大阪紡績からの引き抜きの策動があり、警察沙
汰となる。社員中内通者がいると懸念し、速やかに重役の
対処を懇請している。工務課長兼技師の石田幸三、工務課
職工係七等社員の小林定一が職工誘拐阻止に活躍し、その
労をねぎらうよう求めている。永田武人は、明治二十九年
一月七日に四等社員となり、会計課簿記計算係に就いてい
る。

18

明治三十年九月十八日付

洪川栄三郎書簡



拜啓、時下秋冷之好時候ニ相成候処、御高館ニハ愈御清
適奉敬賀候、陳者過日来ハ御渡淡被遊、寛々敬芝ヲ得御
高論ニ預り候段ハ、大ニ奉謝上候、御帰館後ハ格別御障
リ等ハ無御座候様、折角御噂罷在候、此中同僚永田氏
承聞スルニ、過日登記ヲ受ケ候書類一応謄写致し送致之
義、早速小生右登記書類写取り御送付申上度心得之処、
賀集氏ヲ近日之内ニ大阪ニテ重役会開設候ニ付テハ、自

分々右膳本貴君エ御一覽ニ呈スル旨ニ付、差控申候、右様之次第二御座候間、御承知被下度候、目下当地ノ状況概略、左ニ申上候

一新築總場工場ハ大半落成、茲三四日間ニ尽ク成功ノ事

一新器械ハ尽ク無事ニ到着ノ事

一右器械ハ現今磨キニ掛リ居リ候事

一中島三工所ヘ注文ノシヤフト、未タ悉皆到着セザル

事

一職工ハ、目下都谷基三郎近在地方ヘ募集ニ出張致し

居候ヘ共、不足ノ事

一工務ノ藤原林平ニハ、病氣保養之為メ旅行中之処、

今以歸社セズ、又同氏ノ居所不分明ニ付誠ニ不都合

之義モ有之候事

一常務取締賀集氏ニハ日々出勤ニ相成居リ候、奥野小

四郎ニハ折々欠勤ニ相成、既ニ本日も欠勤ニ相成候

事

右者御報知申上度、余情ハ次便ニ申上候也

三十年九月十八日

謹言頓首

栄三郎拜

伊藤社長

閣下

(淡路紡績株式会社野紙)

○ 増鍾計画にもとづく工場の新設、機械据置、職工確保、職員および重役の出勤状況を報告。渋川栄三郎は明治二十八年六月頃から神戸に滞在、十月六日淡路に赴任、四等社員となり、庶務記録係に就いている。

19 明治三十年十一月二十五日 淡路紡績土地建物評価

記

一金九千九百六拾壹円九拾錢也

土地之時価

一金六万五千九百拾八円六拾四錢

建物之時価

累計金七万五千八百八拾円五拾四錢也

右之通候也

明治三十年十一月廿五日

淡路紡績株式会社

(淡路紡績株式会社野紙)

○ この月に、増鍾紡機の据付けを完了。当時銀相場低落し、

日清戦後恐慌で、金融逼迫が案じられたが、幸いに淡路紡

續は、他の紡績会社の困難に比して経営を維持していた。

この年十月一日より金本位制実施。

20 明治三十一年 差出人不詳書簡

前略ス、此頃仄ニ承リ候得ハ、専務取締ハ高点者不承諾ニ付次点者当撰可相成云々、客月末賀氏帰村被致候ニ付、全ク引退之意と存居候処、去ル三日再び上阪被致候ニ付、是ニテ同氏之意志判明仕候、然ルニ茲ニ杞憂之一事あり、御承知ニモ候半む、今回専常務各名宛ヲ投票するの運ニ相成候ハ、其淵源曩ニ撰挙競争之時ニ当リ、旧自由ハ高津浜田之二派ニ分れ、旧進歩ハ賀氏ヲ推撰セントスル勢ナリシニ、最初輕蔑シタル浜田派之勢力追々侮ルベカラサル状勢ニ付、高津派之委員賀集氏派之委員ニ交渉ヲナシ、其条件ハ今回之候補ヲ高津へ譲リ呉候得ハ、其報酬トシテ紡績社長ハ必ず賀氏ヲ推撰スベシトノ内約相整、双方融和之結果、賀氏ハ公衆ニ明言シテ曰ク、老朽之身到底大任ヲ全クスルノ氣力無之、且前代議^(上脱カ)高津氏ハ当撰僅ニ数十日ニシテ解散之不幸ニ遭遇セリ、徳義上又同氏ヲ推スノ至当ナルヲ感ス、依テ自分ハ高津氏ニ候補ヲ讓ラントス云々、内情ヲ知ラサルモノハ賀氏之清廉高尚ナ

ルニ感服セリ、然シテ競争之結果遂ニ高津ハ勝ヲ制シ、浜田ハ敗ヲ取りタル次第ニ御座候由、此事曩ニ耳朶ニ触候得とも既ニ專撰之登記手續モ終ラセシ事故、或ハ誤聞ナラント存居候処、今回専務投票之手段ニヨリ前後照応、初メテ世評之妄ナラサル事ヲ知悉仕候、然ルニ追々耳ニスル所ニヨレハ、万一ニモ前内約ニシテ実行セラル、曉トナレバ、反対派(浜田派)之激昂又甚シカルベシト、其攻撃之要旨ヲ聞クニ、会社ハ當利ノ目的ナリ、權利爭鬪ノ場所ニアラス、苟モ会社ノ主惱^(主悩)タル専務常務ヲ自個便益ノ為メ、寡少株主ノ内談ヲ以テ猥ニ進退左右スル如キニ至リテハ、其流弊将来如何ナル我僣勝手ヲ仕為スヤモ図ラレス、殊ニ自派ノ為メ多衆株主ノ迷惑如何ヲ顧ミス、会社ヲ利用スル如キニ至リテハ、到底黙許スル能ハスト大ニ意気込ミ居候輩モ御座候由、結局此計策カ反対株主ノ知悉スル所トナレハ、一層攻撃ヲ招キ候事言フ俟サル義ト奉存候、且今日之提携者(淡路重役)ハ昨日之反對派ナリ(政略上今日ハ仮面合同ヲナセリ)、仮令一朝合同スルモ決シテ親和力ノアルモノニアラス、一時自個便益ノ為メ仮相平和ニ過キサレハ、他日反目争鬪ノ再演ナルハ火ヲ睹ルヨリモ明ナリ、然シテ其戰場ハ何処ナルカ、

既淡紡会社ナリ、実ニ会社ハ不幸ノ極ナリ、如此呉越組織ノ内閣ニシテ此困難經濟ヲ整理セントスルハ、到底望ムベカラサル事ト切齒慨歎ニ堪ヘス候、仰願クハ閣下之明此害毒ヲ剪除シ、真正同志ノ株主ヲ糾合シテ一ノ善良内閣ヲ組織セラレン事、我々共ノ切望シテ止マサル次第ニ御座候、兎モ角今回之策略ハ、多数之力藉リテ閣下之勢力ヲ減殺シ、漸次自派之勢力ヲ拡張セントスル一、二策士ノ手段ニ外ナラサレハ、右辺ハ深ク御注意被下、多数株主ノ為メ輕々ニ御看過ナキ事ヲ伏シテ奉希上候、情切筆洩意思ヲ尽サス、幸ニ御明察ヲ乞フ、頓首再拜

(淡路紡績株式会社野紙)

○ 年不詳ながら、淡路における政治運動と淡路紡績との関連に触れた書簡で、野紙から見て淡路在住の淡路紡績関係者の一人が社長の伊藤重義宛に書いたものであろう。明治三十一年三月十五日の第五回衆議院総選挙で鮎原村の高津雅雄(安政二年〜昭和八年)が自由党员として当選したが、早々に解散があり、同三十一年八月十日の第六回総選挙では、憲政党员として二回目の当選を果たしたのち立憲政友会に属した。いづれも浜田儀一郎を抑えて当選。兵庫県会議員、由良町長、愛国銀行取締役社長を務めた。浜田儀一郎(天保十三年〜大正三年)は、松帆村の人、板垣退助の

もとで愛国公党以来自由党员として活躍、県会議員を経て、明治二十七年九月一日の第四回総選挙で自由党から当選。のち憲政党员。衆議院議員歴としてはこの一回限りで、あとを高津が継ぐ形になっている。

賀集寅次郎はその反対政党、立憲改進黨系の進歩党(のち憲政本党)に属した。政争のなかで、分裂した旧自由党の高津が、同じ党派の浜田派に対抗し、反対派の賀集と結び、その代りに淡路紡績の社長に賀集を推薦するという内約があったとする。企業経営に政治問題が介入し、少数株主の内談で重役を自己の便益のために利用し、多数の一般株主に迷惑を及ぼすことを看過できないとして伊藤の注意を喚起した。裏付けが必要だが地元ならではの動きをうかがわせる貴重な史料。明治三十一年八月以降の文章。

21 年不詳 財務報告

財産仕訳

固定	三四二、三七二	七〇六
流通	七九、〇六四	三八〇
未払株金及有価証券類	一五四、二〇五	八五〇
合計	五七五、六四二	九三六

支払手形仕訳

流通	三二、六三八 ^{四五}	九二五
増	五四、一九一	四八〇
計	八六、八三七	四〇八

(淡路紡績株式会社取紙)

○ 明治三十一年の財務報告と推定。増錘を完了させたことが示されている。史料19と同じ時期のものと思われる、用紙は同一、筆跡は別人。

22 明治三十一年九月中 支払約手取調表

(朱書)
「上層○印アルモノハ継続シ得ル見込」

三十一年九月中支払約手取調表

番約手	金額	仕払期日	取組先	
99	⑤式、八七五	九月三日	紀野吉三郎	裏印倚頼セシ分
○41	⑤五、〇〇〇	九月五日	淡路銀行洲本支店	無担保借入
7	⑤五、五式參	九月八日	伊理斯商会	孟買綿花代
12	⑤五、式式七	九月十日	内外物産貿易会社	裏印倚頼ノ分
6	⑤參、八參〇	九月十二日	友垣合資会社	米綿代
2	⑤式、四五〇	九月十三日	内外物産貿易株式会社	孟買綿花代
9	⑤式、四五壹	九月十七日	半田綿行	全

10	⑤式、式壹九	七〇〇	九月十七日	半田綿行	全
11	⑤式、七八〇	九式〇	九月十七日	半田綿行	全
26	⑤參、六式式	七壹〇	九月十七日	岩田保太郎	全
27	⑤參、六式式	式五〇	九月十七日	全人	全
8	⑤五、四〇九	七參〇	九月十八日	イリス商会 吉川久七	全
3	⑤參、〇式九	六五〇	九月十九日	内外物産貿易株式会社	全
○24	⑤四、五〇〇	〇〇〇	九月二十一日	泉屋銀行	担保付 孟買綿百本
16	⑤式、五式五	〇五〇	九月二十二日	伊理斯商会	孟買綿代
17	⑤式、五式五	〇四〇	九月二十二日	伊理斯商会	全
4	⑤四、四七七	七六〇	九月二十三日	日本綿花株式会社	全
○5	⑤四、〇〇〇	〇〇〇	九月二十三日	三菱銀行	担保付借入 孟買綿百本
13	⑤五、參七式	參〇〇	九月廿五日	内外物産貿易会社	裏印倚頼ノ分
○18	⑤四、五〇〇	〇〇〇	九月廿五日	泉屋銀行	担保付借入 孟買綿百本
20	⑤五、壹七參	式壹〇	九月廿七日	内外物産貿易会社	裏印倚頼ノ分
21	⑤五、式式五	五壹〇	九月廿八日	右全社	右全
23	⑤參、九八五	參八〇	九月廿八日	日本綿花株式会社	米綿代
○28	⑤四、〇〇〇	〇〇〇	九月廿八日	淡路銀行	無担保借入
29	⑤五、八式壹	六參〇	九月廿九日	日本綿花株式会社	孟買綿代
計	壹〇〇、壹七六	參九〇			

○注 上欄の「○」、最下段の文字は朱書。

〔朱書〕
内訳

五万四千貳百七拾五円五拾九銭也

綿花買入代

貳万三千九百円八拾銭也

裏印倚頼金融セシ分

○壹万三千円也

銀行借入担保付之分

○九千円也

銀行借入無担保ノ分

〔淡路紡績株式会社野紙〕

○史料の22、26、27の三種の約束手形取調帳によって、取引銀行、綿花取引会社がわかる。三菱・住友・淡路・泉屋の各銀行、日本綿花・内外物産貿易会社・半田綿行・岩田保太郎など。またボンベイ綿が原棉の中心になっている。夕商会との関連も知りたいところ。

23 明治三十一年十一月三十日 借入金現在高

三十一年十一月三十日借入金現在高

一金九万五千貳百円也

内訳

五万円也 勸業銀行

八千円也 洲本銀行

壹千貳百円也 若松昌夫

六千円也 淡路銀行洲本支店

○貳万円也 日本貿易銀行

○壹万円也 加島銀行

○印ハ勸業銀行届出ニ付特ニ作為ニ係ルモノ

〔淡路紡績株式会社野紙〕

24 明治三十一年十一月三十日 現在約手高

三十一年十一月三十日現在約手高

一金貳拾万九千五百参拾六円七拾八銭也

内訳

一金拾万三千五百七拾五円七銭也 原綿代

一金拾万四千九百七拾六円九拾七銭也 融通

此内 四万壹千八百円也 担保付

六万参千百七拾六円九拾七銭也 信用借

一金九百八拾四円六拾四銭也 石炭代

備考 従来ノ約手発行高ニ比シ、綿代ニテ壹万円余ヲ減シ、

融通高ニテ三万円余増加シタリ、原由ハ取調ノ上、

後報ニ記載スヘク候得共、要スルニ綿糸停滞ニ起因

セルモノト愚考致シ候

〔淡路紡績株式会社野紙〕

○ 史料23、24は、財務状況の報告。借入金は、日本勸業銀行(明治三十年八月開業)、淡路の二銀行、広瀬満正関係の神戸の日本貿易銀行、広岡信五郎関係の加島銀行、これに個人の若松昌夫がいる。上灘村の人か。

25 明治三十一年十二月分 経費内訳・損益勘定

十二月分経費内訳
 一金壹万五千式百八拾八円七拾参銭七厘 総 経 費

右之内

金八千式百四拾壹円五拾六銭 工 場 費

此訳

千九百八拾八円参拾九銭 石 炭 費
 百六拾六円三拾四銭壹厘 諸 油 費
 参拾四円式拾式銭七厘 用 具 費
 六拾九円八拾九銭八厘 諸 皮 費
 七拾七円拾四銭壹厘 ロップ及廻素費
 壹円式拾五銭 建家修繕費
 百拾九円拾八銭二厘 器械修繕費
 五百拾参円式拾九銭参厘 工場消耗品費
 九百式拾八円六拾四銭 荷 造 費

金七千〇四拾七円拾七銭七厘

此訳

四百拾円参拾参銭 重役給料
 五拾壹円八拾八銭 事務員
 四百八拾九円七拾銭 事務所雇給
 百拾三円八拾九銭 運 送 費
 百参拾九円九拾銭 倉 敷 料
 八円四拾五銭 保 險 料
 式百五拾三円十九銭 諸 役 旅 費
 式百〇六円拾九銭式厘 重 役 旅 費
 九拾五円七拾七銭五厘 人 夫 費
 式拾六円拾八銭 出 張 所 費
 八百拾五円七銭四厘 聯 合 会 費
 四千四百参拾六円六拾壹銭六厘 利 息

六拾五円五拾四銭 工務課旅費
 百参拾参円 工務課旅費
 三千六百参拾七円七拾壹銭式厘 工 務 課 旅 費
 式百〇参円九拾九銭六厘 職 工 賞 与
 百六拾四円六拾七銭五厘 寄 宿 舍 費
 式拾八円五拾銭 工 務 課 雇 給
 百〇九円七拾七銭五厘 諸 雑 費
 重役給料
 事務員
 事務所雇給
 運 送 費
 倉 敷 料
 保 險 料
 諸 役 旅 費
 重 役 旅 費
 人 夫 費
 出 張 所 費
 聯 合 会 費
 利 息

備考 諸科共年末ニ際シ諸支払金多ク、就中荷造費ノ多キハ從來製糸裸即紙包或ハ紙ニタモ包マサル品ヲ出荷セシモノ、差引一時ニ出タルニ由リ、雜費ノ多キハ年末社員以下ノ手当或ハ歲暮進物法被手拭等ノ買入アリシニ由ル

支払利子ノ内、凡千五百円ハ一月二月三月分利子ヲ前払セシニ由リ、此分タケハ多分仮出金・振替ニ相成候義ト存申候

十二月損益勘定

益之部

一金壹万三千九百五拾四円拾貳錢 製造益 七百四十五圓一步

一金三千六百四拾九円六拾八錢 孟買綿花戻運賃

一金貳百五拾九円八拾貳錢八厘 雜 収 入

合計 壹万七千八百六拾參円六拾貳錢八厘

損之部

一金九千二百一拾九円九拾八錢 製糸千〇七八圓半ノ売損

一金三百五拾七円〇〇五厘 落綿売損

一金壹万五千貳百八拾八円七拾參錢七厘 諸 経 費

合計 貳万四千八百七拾五円七拾貳錢貳厘

差引 七千拾貳円〇九錢四厘

十二月分欠損

損失説明

十二月中総経費壹万五千貳百八十八円七十三錢七厘ヲ出来高製糸七百四十五圓一步ヲ以テ除スレハ、一圓ニ付貳十円五十二錢トナリ、又一圓所要ノ原綿五十八〇五百匁ニシテ之ニ百匁代金十壹錢三厘四毛ヲ乘シ、内ヨリ落綿代二円ヲ引去レハ六十四円三十三錢トナル、此一圓原綿代及工費ヲ合計セハ八十五円八十五錢トナル、是即十二月中製糸一圓ノ原価ナリ、而平均売直ハ七十五円四十四錢壹厘ナルヲ以テ、一圓ニ付拾四円四十錢九厘ノ損アリ、之ニ出来高七百四十五圓一步ヲ乘スレハ、 $750.44 \times 9.9 \approx 7429.756$ 五錢トナル、即十二月分製糸ヨリ生スル損金ナリ、又総売上高千七百八十八圓半ナルヲ以テ、内三百三十三圓四分ハ十一月ヨリ繰越糸ヲ売レルモノニシテ、是等繰越糸ハ八十四円ノ元価ヲ保チツ、十二月へ越セリ、故ニ此八十四円ヨリ前記平均売直七十五円四十四錢壹厘ヲ差引ケハ、一圓ニ付八円五十五錢九厘ノ損アリ、之ニ三百三十三圓四步ヲ乘スレハ、 $333.4 \times 8.559 \approx 2854.3306$ 三四五十七錢トナル、是レ十一月ヨリ持越糸ヲ売レル為ノ損ナリ、之へ加フルニ七百五円五十錢ノ一月ニ越高製糸百七十六圓三七五、壹圓ニ付四円直引損アリ、 $176.375 \times 4 = 705.5$ 三百五十七円五厘ノ落綿売損アリ、四口損金合計 $7429.756 + 2854.3306 + 705.5 = 10989.5866$ 壹万九千九百二十六円七十二錢五厘トナル、

即十二月中營業ヨリ生スル總欠損ナリ、然ルニ前記三千六百四拾九錢六十八錢ノ戻リ運賃ト式百五十九円八十二錢八厘ノ雜收入ニ口ヲ控除セハ、七千〇拾七円余トナル、即十二月中純損ナリ（七千七百四余トナリテ、損益表ノ七千二百九錢四厘ト凡五円ノ相違ハ四捨五入ノ結果ニ御座候）

（淡路紡績株式会社野紙）

○ 明治三十一年十二月分と推定。総経費のうち、工場費は五四%、事務費は四六%、工場費中、工賃・職工賞与は四七%で最も多く、石炭費がこれに次ぐ。ここには原綿代は含まれていない。この月七四五梱の生産量を挙げたが、実質一梱につき八〇九円の損失で、十二月中に七〇一七円余の純損を生じている。大きい損失。追加史料と解説を参照のこと。

26 明治三十一年十二月 約束手形手調帳

十二月分

番号	手号	金額	期日	取組先	担保
73	参、八〇〇	〇〇〇	十二月一日	泉屋銀行	担保付 孟買カンカム百本
69	五、参五式	七〇〇	十二月二日	吉川久七	融通
88	五、参五七	式四〇	十二月五日	半田綿行	綿代

81	参、九参参	式八〇	十二月廿三日	内外物産貿易株式会社	右同
80	四、五参八	四五〇	十二月廿三日	内外物産貿易株式会社	綿代
114	壹、五〇〇	〇〇〇	十二月廿一日	泉屋銀行	担保付 孟買カンカム百本 ソーシタルク百本
85	参、式参七	七〇〇	十二月十九日	右全社	綿代
84	参、壹参五	〇〇〇	十二月十九日	内外物産貿易会社	右全社
118	四、六五式	〇〇〇	十二月十八日	吉川久七	融通
79	四、七四参	参七〇	十二月十八日	右全社	右全
78	四、式参五	五〇〇	十二月十八日	内外物産貿易会社	綿代
130	四八九	六四〇	十二月十五日	全人	右同
129	四九五	〇〇〇	十二月十五日	池井重吉	石炭代
106	四〇〇〇	〇〇〇	十二月十七日	淡路銀行	融通
91	五、〇〇〇	〇〇〇	十二月十五日	住友銀行神戸支店	担保付 孟買カンカム百本
82	五、式〇五	参七〇	十二月十五日	吉川久七	融通
77	四、五式〇	七〇〇	十二月十三日	右全社	綿代
76	四、五参四	参五〇	十二月十三日	内外物産貿易株式会社	綿代
90	参、五九八	九八〇	十二月十日	友垣合資会社	綿代
102	参、五〇〇	〇〇〇	十二月九日	大坂アルカリ会社	融通
75	六、〇七八	九四〇	十二月九日	右全社	右同
74	五、五七八	六〇〇	十二月八日	内外物産貿易株式会社	右同

計	86	105
	七、八五六 〇式〇	四、式五老 六〇〇
	十二月廿五日	十二月廿三日
	日本綿花株式会社	吉川久七
	綿代	融通

内訳

金六万老千参百〇八円拾参銭也
 金九百八拾四円六拾四銭也
 金四万六千式百六拾壹円六拾七銭也
 此内老万九千参百円也 孟買綿五百本
 全式万六千九百六拾壹円六拾七銭也
 融通 石炭代
 融通 原綿代
 担保付 担保付
 無担保

(淡路紡績株式会社取紙)

27 明治三十二年一月 約束手形手調帳

96	94	93	92	番約号手	三十二年一月以後ニ係ル分
七、五〇〇	五、式壹五	式、五〇四	式、四九五	金	額
〇〇〇	参〇〇	参〇〇	七〇〇	支払期日	三十二年
一月十一日	一月八日	一月十二日	一月七日	取組先	内外物産貿易会社 右全社 右全社
住友銀行	右全社	右全社	米綿代	担保付	

孟買ロードマル式百本

計	128	127	117	116	115	113	112	110	109	108	107	104	103	101	100	99	98	97
壹〇〇、九八式参四〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	壹、〇四六	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、九九式	六、〇〇〇	壹、〇〇〇	七、〇〇〇	参、七壹式	式、四参〇	式、四五老	六、〇〇〇	五、〇六九	参、五八式	参、五八五	五、〇壹〇	五、参八六
	〇〇〇	〇〇〇	六参〇	〇〇〇	〇〇〇	〇八〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	参式〇	参〇〇	式七〇	〇〇〇	参九〇	七七〇	六四〇	〇七〇	
	一月十二日	一月廿五日	一月廿八日	一月二十日	一月廿七日	一月廿四日	一月廿二日	一月廿五日	一月十八日	一月廿二日	一月十九日	一月十九日	二月五日	一月十七日	一月十四日	一月十四日	一月十四日	一月十二日
	淡路銀行洲本支店	淡路銀行	越海菊松	三菱銀行	泉屋銀行	内外物産貿易会社	淡路銀行	日本貿易銀行借入 藤江章夫	住友銀行	内外綿株式会社	右全社	内外物産貿易会社	広岡信五郎	内外綿株式会社	全行	半田綿行	内外物産貿易会社	渋谷合名会社
	融通	融通	支那綿代	右同	孟買プロチ百本	孟買プロチ百本	担保付	融通	担保付	右全	右全	孟買綿代	融通	右全	右全	右全	孟買綿代	

内訳

金四万貳千貳百六拾七円〇四銭也

原綿代

金五万八千七百拾五円参拾銭也

融通

此内式萬貳千五百円也 孟買綿六百本

担保付

全参万六千貳百拾五円八拾銭

無担保

(淡路紡績株式会社野紙)

28 年不詳 原価計算と救済策メモ

五月中

製糸 七百九十梱半

総経費 一万二千四百円

内利子 二千四百円

即

一梱ノ工費 殆ト十六円

原綿代 七十円トシ

元価 八十六円

売買平均 八十六円七十銭

七十銭前後ノ利益

輸出綿糸

一ヶ月 一万五千ヨリ

明年中 二万斗ト云フ

据付間 九朱

三十三年ヨリ年八朱

六月分

利子 二千五百円

内 千円 固定

内 千五百円 流動

救済策

根本的

増税 外資輸入

償金流出

輸入超過

五千七百万円

資金融緩裕

商況活澁ノ時節ヲ見ルヘカラス

○ 深刻な商況のもと、資金繰りに苦しむ実態が走り書きされ、必死に対策を探ろうとしている。明治三十二年六月頃

のものか。

29 年不詳 本山彦一重役改革意見書

一 淡路紡績会社取締役を四名とすべき事

(理由) 他之大会社ニても、取締役三名若クハ四名ニて整理する所あり、故ニ淡紡之如き小会社ニありてハ、四名ニ減し、一ハ経費を節し、一ハ事務之敏捷を謀るべき事

一 監査役三名を二名ニ減すること

(理由前ニ同し)

一新ニ撰挙すべき役員ハ、可成淡路地方在住之人を撰ぶべき事

右之通御協議御決定相成度候事

七月八日

本山彦一

取締役

御中

○ 本山彦一らしい簡明で適確な提言。流暢な筆致で書かれている。史料11・30の内容と符合するが、筆跡は異なる。史料30と31の株主有志の提案からみて明治三十二年の可能性が大きい。年代は不詳で、とりあえずここに収める。

なお本山は明治三十一年六月現在、株主として広瀬満正の四〇〇株について、伊藤重義とともに二五〇株を所有。住所は大阪市北区中ノ嶋二丁目。当時社長は伊藤、常務は賀集寅次郎と奥野小四郎、取締役は広瀬満正・藤江章夫・本山彦一。監査役は広岡信五郎・佐野助作・鈴木三郎。

30 明治三十二年七月十八日 藤井準一の改革案

紡績事業不振ノ原因一ニシテ足ラスト雖トモ、概言スレハ時運ノ非ナルニ歸ス、然レトモ作業ノ巧拙信用ノ厚薄ニ依リ損益ノ消長大ナリト云ハサル可ラス、聞ク本社ノ如キハ、原料ノ購買用度品ノ費消、取締上周到ヲ欠クモノ少シトセス、就中原綿ノ購買方ニ於テ工業ノ原則ニ悖リ、投機的ヲモツクカイ(オモハク買)ノ所業ニ出テ、格外ノ損害ヲ生ゼシト、是固ヨリ風説ナルモ形無クシテ影映スヘキ理ナシ、如斯風説ノ流伝スルヤ、大ニ本社ノ信用ヲ失墜シ、本社ノ前途甚ク憂慮ニ不堪ナリ、既往ハ措テ不問速ニ宜シク業務ノ刷新ヲ計リ、信用克復ノ策ヲ講セスシテ可ナランヤ、抑重役ハ法定ノ人員ヲ要スルハ勿論ナリト雖トモ、本社ノ如キ資四十万円ノ小会社ニシテ、重役十名ノ必要ナキハ言ヲ俟タス、現ニ数百万円ノ大会社ニシテ能

ク業務ヲ整頓スルモ僅ニ尚五名内外ノモノアリ、之ニ反シタル数ノ役員ヲ設ケ事務ノ不整理ナルモノ、多クハ小会社ニ見ル処トス、夫レ人多ケレハ自カラ意見多岐ニ涉リ、其弊或ハ社務ノ統一ヲ欠キ、或ハ作業ノ敏活ヲ失シ、其弊ヤ会社全般ノ不利益ヲ醸ス、故ニ此際事務ノ刷新ヲ計ルノ改善ヲ企図スルニ際シ、宜シク先ツ現任重役ノ人員ヲ減シテ五名トシ、即チ社長一名取締役二名監査役二名、而シテ支配役ハ斯業ニ経験アル敏腕家ヲ得テ、之ニ相当ノ責任ヲ負ハシメテ日常事務ヲ舉行セシムルヲ得策ト信ス、業務上区々改良ノ方法順序如何ハ、重役及ヒ支配役其人ニ存スルヲ以テ、爰ニ多弁ヲ用ヒス、聊カ前段ノ所見其大要ヲ記シテ、諸君ノ賛成ヲ望ム

藤井準一

明治三十二年七月十八日

(用紙、大半は和紙切紙、後半は有限責任帝國生命保險会社大阪支社野紙)

○ 伊藤重義と親しかった藤井準一の意見書。淡路紡績の経営について、資本金四〇万円の会社で重役十名を抱えることの非を唱え、原綿の購入に投機的手段にて損害を生じたのではないかとの風評に触れている。この頃、会社経営の前途に不安の声が出はじめていたのであろう。適確な分析。

31 明治三十二年八月二十四日 株主有志による定款

改正要求

拝啓、陳者從來本会社營業成績ノ不良ナリシハ、近時我邦經濟界ノ變動波及、已ヲ得サルモノアリシナラン、我々ノ多少寛假スル処ナリト雖モ、其最大原因ハ、寧口会社ノ頭腦ニ鬱結セル情実弊害其物ナリト云ハサルベカラズ、抑モ僅壹万鍾ノ一小会社ニシテ拾名ノ發起人悉ク役員トナリタルガ如キ、其当時ヨリ多頭政治ノ通弊ニ陥井ラン事ヲ憂慮セシモ、所謂情弊ノ然ラシムル処、革新ヲ加フルニ由ナク、荏苒今日ニ及ヒタリ、然ルニ幸ヒ新商法ノ実施ニ伴ヒ、定款変更ヲ機トシ、会社自ら進ミテ役員ヲ減少シ、弊害ヲ矯正セン事ヲ期セシニ、遂ニ実行ヲ見サリシハ洵ニ遺憾ニ堪ヘサルナリ、就テハ我々同志ハ最早黙シテ止ム能ハス、先ス会社頭腦ノ刷新ヲ図リ、延キテ各般ノ改善ヲ遂行セムガ爲メ、左ノ事項ヲ議題トシテ、臨時總會ヲ至急開催セン事ヲ望ム

第一定款変更ノ件

第廿四条第三十条第三十一条及第卅四条ヲ左ノ如ク変

更ス

第廿四条取締役監査役ハ株主惣会ニ於テ五拾株以上所

勿々頓首

有ノ株主中ヨリ、取締役四名以下監査役式名以下ヲ

明治三十二年八月廿四日

選挙ス

淡路紡績株式会社株主

第卅一条及第卅一条取締役ハ互選ヲ以テ社長壹名ヲ選挙

広瀬満正

ス、尚必要ノ場合ニ於テハ、社長ノ外ニ常務取締役

川西清兵衛

壹名ヲ互選スル事ヲ得

天羽兵二

第卅一条常務取締役ハ社長ヲ補佐シ、業務ヲ監督整理

西口清助

ス

山本勇太郎

常務取締役ハ、社長事故アルトキ代ツテ其職務ヲ掌

山本豊助

理ス

小野英資

第三十四条社長、常務取締役、取締役及監査役ノ報酬

田村金作

ハ、左ノ範圍内ニ於テ監査役ノ意見ヲ聴キ、取締役

多田弥三郎

会之ヲ定ム

物集伴次郎

一社長 一ヶ年報酬 金壹千円以内

多田弥三郎

一常務取締役 同 金壹千円以内

荒川館三郎

一取締役 同 金參百円以内

福永正七郎

一監査役 同 貳百円以内

蜂谷柰三郎

第二定款改正ニ伴ヒ、現任取締役及監査役ヲ解任スル事

鳥居定吉

第三新ニ取締役及監査役ヲ撰挙スル事

西村輔三郎

右商法第百六拾条ニ拠リ、同志連署ヲ以テ請求致候也、

長尾コマ

淡路紡績株式會社專務取締役

社長 奥野小四郎殿

若宮佐吉[㊟]

伊藤重義[㊟]

柴田為三郎[㊟]

矢野丑乙[㊟]

堀内熊三郎[㊟]

羽田平五郎代理

近藤甚三[㊟]

羽田武三代理

植村芳造[㊟]

柏谷善藏代理

日笠恒吉[㊟]

(普通郵便)

○ 新商法の施行をうけて、淡路紡績の定款の改正を求めて、広瀬満正はじめ二十五名が臨時株主總會を緊急に開催するよう、社長の奥野小四郎宛に要望した。同社の経営が情実に流れ、多くの役員を抱えて「多頭政治」の体をなし、経済変動を乗り切るには大いに問題ありとする。株主総数は史料上まだ判明しないが、明治三十一年上半期の「營業報告」によると、資本金四十万円、八千株、株主二八五名とある。この史料を使って二十五名の居住地別と株数をみると、うち不明の二名を除き、神戸市内九名・八四一株、大

阪八名・三二〇株、大阪郡部一名・一〇〇株、堺二名・四七〇株、淡路三名・二五〇株、合計三名・一九八一株となる。神戸は最大株主の広瀬満正（神戸市山本通四丁目百番屋敷）の四百株が突出。堺では、一二五〇株の伊藤重義（堺市少林寺町西三丁）と二二〇株の柴田為三郎（大阪市東区高麗橋一丁目）である。淡路からは例外的に三名、両羽田は各一〇〇株、柏谷は五〇株、いずれも志筑町の人で、代理人を立てている。ここからこの動きが、神戸・大阪・堺グループによるものと判断できる。淡路関係者に賀集寅次郎らの名は見られない。志筑グループがこの動きに加わったのは、史料7・8にある森田福二郎の関係かもしれない。この提案の結末は不明。郵便の継印は、福永と西村の二印。

32 年不詳 淡路紡績負債

貳拾万円

負債

五万円

貿易

壹万八千円

三井

貳万円

淡路両銀行

壹万千円

泉屋貸越

拾万円

商業手形

○ 明治三十二年の記録と推定。日本貿易銀行（神戸市栄町三丁目、頭取広瀬満正、取締役松方幸二郎・川崎芳太郎・竹村藤兵衛・下郷伝平・山中利右衛門・山本龜太郎、監査役辻忠郎兵衛・水木利三郎・伊藤忠兵衛）、三井は三井銀行、淡路両銀行とは淡路銀行と洲本銀行、泉屋銀行は、住友吉左衛門を筆頭株主とする住友系銀行。明治三十年十二月現在、四千株のうち一五〇〇株を住友吉左衛門（大阪市南区鰻谷東ノ丁三十六番邸）、五〇〇株を広瀬満正が所有し、一、二位を占めている。明治三十二年六月任意解散（宮本又次「泉屋銀行について」『住友修史室報』第三号、一九七九年、同『住友家の家訓と金融史の研究』同文館出版、一九八八年、第十一章所収）。達筆のメモ。

33 年不詳 淡路紡績解散メモ

明治三十二年十二月 三井へ譲
四十円払込 鐘淵へ合併
割戻 三十三円六十 一四銭
此四銭ハ
設立免許 清算人へ
廿八年六月廿二日 慰勞

○ 明治三十二年十二月会社解散時のメモで、伊藤重義か周辺の人物によると思われる。鐘淵紡績の合併を告げている。

34 年不詳 淡路紡績敷地・建物・機械一覧

記

一 会社全体図 第一号ノ通
一 敷地反別 四千〇三十五坪九合五勺
一 建物区別左ノ如シ

写 (漢井) 印

日本建	坪
機械室	六九、六 三、七四五
凜罐室	五五、一 二、七五〇
開綿室	五八、六 二、九三三
打綿室	五八、六 二、九六〇
紡室	六九二、二 三一、一九九
監督室	二、六六 一三一
電気室	八、三 四一六
寄宿舍	九四五、〇六 四四、〇八四
炊事場	一五〇、 二、四五〇
喫飯室	一九、五 二九八
	三六、 四八六

事務所 五四、二五 三八五

倉庫 五四、二四 八二四

日本建 鍛冶工場 二四、一八〇

大工々場 一五、九三

給湯室 六、二五 一五八

門衛 三、五四

雪隠 四、五 八五

三六六、五 五、〇一三

記

ヒックハークグリーブス製
一 併成横置凝縮器附属蒸気機関 壹台

一 高圧瀛筩直径十八吋、低圧瀛筩直径三十二吋、撞動 長四呎

スターニス
一 電燈用蒸気機関 壹台

一 瀛筩直径拾吋、撞動長十四吋

ヒックハークグリーブス製造直径七呎
一 蒸気瀛罐 長三十呎 二ヶ

ゾリーン製造
一 節薪器 壹個

一 發電機 六百燈用 壹台

一 開棉機 壹台

一 専売月働 壹台

但ホッパーライダー附属

一 エキゾースト開棉機并ニ席棉機 壹台

一 單式仲打々棉機并ニ席棉機 壹台

一 單式仕上ケ打棉機并ニ席棉機 壹台

一 單式梳棉機 二十一

一 練條機 老頭七尾立 九台

一 始紡機 但七十二錘立 三台

一 間紡機 但百十二錘立 四台

一 練紡機 但百四十四錘立 八台

一 精紡機 但三百八十四錘立 十四台

一 認機 四十五台

一 認綿機 二台

一 廿玉荷造機 壹台

一 ウェス抜機械 壹台

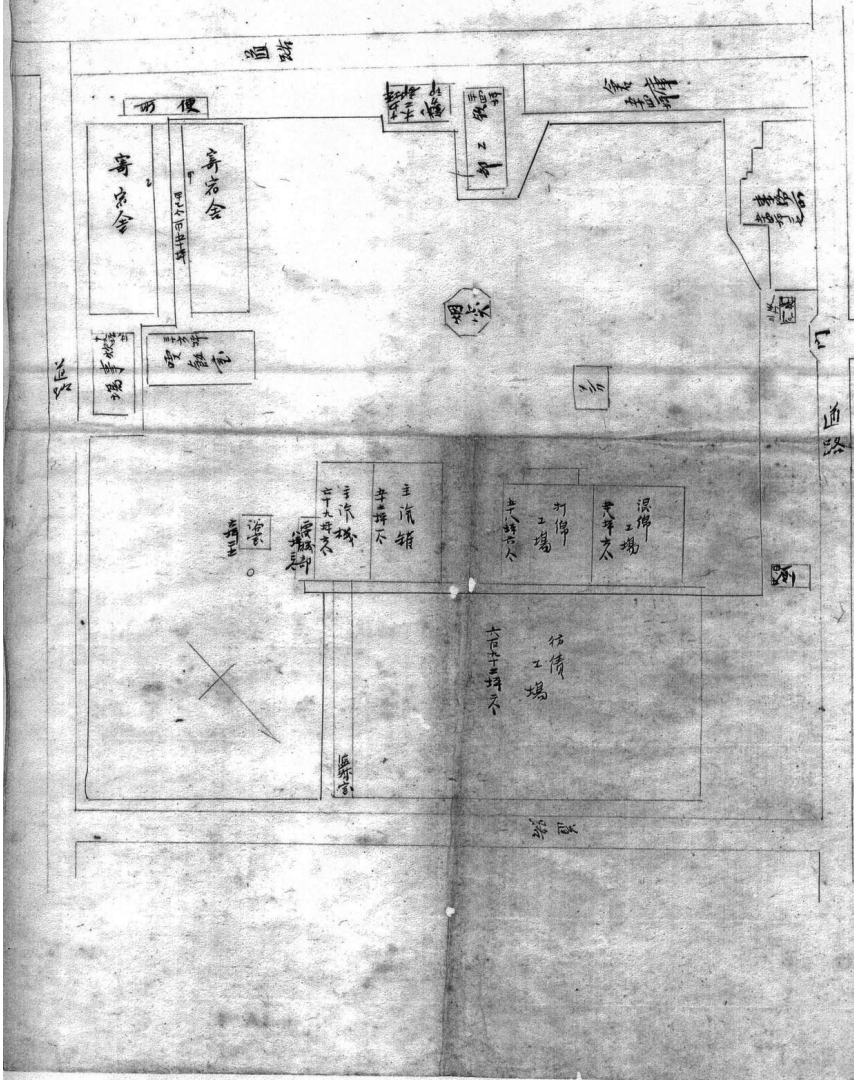
以上

(淡路紡績株式会社野紙)

○ 次頁に「淡路紡績株式会社平面図」を掲載。

（一）五國平定會社遺址地圖

共計有電燈、電話、水



○ 明治三十二年の会社解散用にまとめたもので、淡路紡績の施設の全貌を知る貴重な史料である。とくに敷地内の建物とその名称、配置など詳細を極める。ハーグリーヴスの力織機などイギリス輸入機械もわかる。

35 年不詳 淡路紡績解散時書類目録

第四号目録

一 製糸予約差引簿	壹	一 綿花買入簿	壹
一 工場日記帳	壹	一 管糸出来高帳	壹
一 株式台帳	拾	一 古株券及割戻領収書	六括
一 株式仮台帳	壹	一 契約書類	壹
一 庶務係書類	一括	一 株券ニ関スル書類	一括
一 印鑑簿	壹	一 図面	一括
一 総会役員会 及書類	一括	一 公正証書登記書類	一括
一 鐘紡売渡ニ関スル書類	一括	一 株式異動簿	一個

(カーボン謄写)

○ 明治三十二年十二月の解散時か会社清算直後、会社所有の書類・帳簿の一覧。「第四号目録」とあるので、他にも一連の謄写資料があったと思われる。鐘紡売渡にも触れる。

36 明治三十三年三月二十六日 淡路紡績清算結了株主総会決議録

清算結了株主総会決議録

明治三十三年三月廿六日洲本町守中館ニ於テ株主総会開
 会本会社総株八千株株主人員貳百四十人内出席株主三拾
 八人内委任状拾六人株数貳千七百九拾六株
 午后三時開会精算人賀集寅次郎議長トナル

決議

清算結了報告書

一金式拾六万貳千貳百八拾円拾七錢七厘 残余財産総額

内訳

金參百拾円

前総会決議
 三月中壹ヶ月間清算経費予算

内式百七拾九円七拾四錢六厘

決算支払済

残參拾円貳拾五錢四厘

過 剩 金

金九百貳拾貳円

前総会決議額
 清算結了前後ニ要スル諸費予算

内式百四拾四円七拾七錢

決算支払済

同六百五拾九円六拾五錢

未 払 金

残拾七円五拾八錢

過 剩 金

金式拾六万〇八百円

前総会決議額
 株主割戻金

右ハ総額払戻結了ス

金貳百四拾八円拾七銭七厘

前総会決議額
過剩金

右ハ処分未済

差引金貳百九拾六円〇七銭七厘

過剩金

右過剩金額ハ前総会ノ決議ニヨリ精算人ニ於テ処分
ス可シ

右報告之通認定ス

但過剩金ノ外未払金ノ残余及其他ノ雑収入等アルト

キハ総テ精算人ノ処分ニ一任ス

一 清算人ハ右報告ノ結末ヲ了スルト同時ニ卸任スベシ

右決議候也

明治三十三年三月廿六日

淡路紡績株式会社清算人

(活版印刷)

○ 淡路紡績の清算終了を承認した株主総会の記録。明治三十三年三月二十六日洲本町の守中館で、清算人賀集寅次郎

を議長として開かれた。

37

明治三十三年三月三十一日 淡路紡績清算結了通知

清算結了ノ通知書

第一 支払ニヨリ総債権者ニ債務ノ弁償ヲ了セリ

第二 会社ノ残余財産ヲ各株主ニ分配ヲ了セリ

第三 清算費用及清算ニ付生ジタル請求ヲ弁了セリ

第四 総会ニ於テ清算結了報告ノ承認ヲ受ケ精算人ノ卸

任ヲ得タリ

第五 会社ノ帳簿及書類ハ裁判所ノ選任ヲ以テ津名郡物

部村佐野助作へ保存ヲ托セリ

第六 会社ノ株券ハ其功力ヲ失ヒタリ

右及御通知候也

淡路紡績株式会社清算人

明治三十三年三月三十一日

追テ清算結了ノ義本月廿九日洲本区裁判所ニ於テ登

記ヲ了セリ

当清算事務所ハ本日限り閉鎖セリ

(活版印刷)

○ 淡路紡績解散、清算終了の通知。関係書類は物部村の佐

野助作に保存。このあと鐘ヶ淵紡績に合併され、洲本工場として、武藤山治の経営のもと新しい体制に入る。

追加史料1 明治三十一年十一月 淡路紡績要件月表

(原出)

科目	原綿消費高	製糸高	全梱数	製糸梱数	売捌高	原綿	購入高	屑系落綿出来高	屑系落綿	売捌高	石炭	消費高	製糸梱原価	全工費	運転総錘数	全一日平均	平均番手	老梱原綿使用高	全落綿屑系高	職工出勤人員	一昼夜一鍾製糸額
	四四、五老四	三七、式六一	七六八梱	五二一梱	平均	貫数	金額	貫数	平均	平均	斤数	単価	単価	単価	一五	二九〇、三〇四	一〇、三六八	一八手	五八	八	人
摘要	百匁二付十一錢四厘毛																				

淡路紡績株式会社要件月表
明治三十三年二月二十八日

追加史料2 明治三十三年二月二十八日 淡路紡績要件月表

(原出)

科目	原綿消費高	製糸高	全梱数	製糸梱数	売捌高	原綿	購入高	屑系落綿出来高	屑系落綿	売捌高	石炭	消費高	製糸梱原価	全工費	運転総錘数	全一日平均	平均番手	老梱原綿使用高	全落綿屑系高	職工出勤人員	一昼夜一鍾製糸額
	二六、九五四	二一、五三二	四四九梱	四九〇梱	平均	貫数	金額	貫数	平均	平均	斤数	単価	単価	単価	利子ヲ除一四六	七、七八九	一八手	五八〇	八	人	二二〇目
摘要	償却分 六十六錢八リ 償却分 五百九十八匁																				

淡路紡績株式会社社会要件月表
明治三十二年六月三十日

科目	六月		摘要
	月	分	
原綿消費高	三八、七〇二	九四〇	拾 十円八十一銭六厘
製糸高	三三、一七七	二三〇	
全梱数	六五六	五七五	
製糸梱数	七三四		
売捌高	平均	七五	
原綿	貫数	三九、八七七	
購入高	単価	一〇	
屑糸落綿出来高	金額	四、一九七五	
屑糸落綿	貫数	六、六四六	
売捌高	平均	一	
石炭	斤数	五四五、一〇〇	
消費高	単価	二五	
製糸売捌原価	平均	六〇	
全工費	平均	二七、九、五五三	
運転総錘数	平均	九、八〇九	
平均番手	平均	一八手	
老梱原綿使用高	平均	五八	
全落綿屑糸高	平均	一〇	
職工出勤人員	平均	一二二	
一昼夜一錘製糸額	平均	一二五	

○ 追加史料 (133) および未掲載史料について、若干の解説をしておきたい。追加史料は「淡路紡績株式会社要件月表」三点、明治三十一年十一月(三十日)・同三十二年二月二十八日・同三十二年六月三十日付のもので、原綿消費高・製糸高・同梱数・製糸売捌高・原綿購入高・屑糸落綿の出来高と売捌高・石炭消費高・製糸一梱原価と工費・運転総錘数と一日平均錘数・平均番手・一昼夜一錘製糸額などが月報の形で記載されている。財務関係史料では十分知りえない生産の実態が判明する。

このほかに、明治三十二年六月三十日付で支配人・計算係原田亀から、重役宛に提出した「淡路紡績株式会社要件一覧表」がある(史料のサイズが大きくて割愛した)。同年一月から六月までの前半季の明細がわかる。表面はさきの月報を半期に総括したものである。裏面が「諸経費及利子」の同期間の一覧集計となっている。「当期損益」も六か月に ついて書き込まれ、一・二月は損、三・六月は益で、差引益二〇八二円九六五となっている。それなりの実績を挙げ ていたことになる。原綿使用高・製糸売捌高・石炭使用高等はここでは紹介しないが、平均番手をみると、一八手九分、運転総錘数の月平均は二八万一二三四錘、正味運転日数は六か月で一六七日半(月平均二七・九日)となっている。ほかに、明治三十一年一〜四月について、月毎に男工賃金・練條粗紡女工賃金・精紡女工賃金・総女工賃金・撰綿部賃金と以上の五項目の合計、梱数・就業日数・売捌平

均賃金・一日平均働数が記されている史料がある。就業日数についてみると、一月は二十二昼夜、二月^(二)二十三昼夜半、三月二十六昼夜、四月二十八昼夜半とある。この数字は、毎月二十六日から二十五日に至る一か月分。但し二月は、二十六日から十七日に至る間、三月は十八日から二十五日までの間とする。興味深いことに「是レハ陰曆正月故メ切ヲ例年月ヨリ変更セシナリ」と注記されている。

営業報告書として、淡路紡績株式会社の『第三回^{明治三十年}下半期

営業報告書』^{明治三十一年}第四回^{上半期}営業報告書、および株式会社

日本貿易銀行(神戸市栄町三丁目)の『第五期^{自明治三十年七月一日}至同

七月卅一日

営業報告書』の三点がある。日本貿易銀行は総株数三万株、

株主四五四人、広瀬満正二〇〇〇株、光村利藻一〇〇〇株、

渋谷嘉助九二〇株の順で、柴田為三郎は五〇〇株を所有。

以上、追加分と主な未掲載史料について付記した。
(三重大学名誉教授)